

諫早市監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年9月16日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	北	坂	秋男

令和2年度（前期）定期監査結果報告

1 監査の対象

総務部 : 職員課、情報システム課
財務部 : 財政課、契約管財課、納税課
農林水産部 : 有害鳥獣対策室、干拓室
上下水道局 : 上水管理センター
会計課
議会事務局
選挙管理委員会事務局
農業委員会事務局

※監査の対象年度：令和元年度

2 監査の期間

令和2年5月11日（月）から令和2年6月26日（金）まで

3 監査の方法

監査の実施にあたっては、諫早市監査基準に基づき、あらかじめ指定した財務関係資料（指定様式）、歳入関係帳簿類及び歳出関係帳簿類の提出を求め、その内容が法令等に基づき適正に行われているかを審査し、また、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の結果

- (1) 財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められるが、一部において改善、検討の必要がある事例が見受けられたので、その状況を記載する。なお、注意事項については、講評の際などに改善を求めた。

【総務部 情報システム課】

○徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第14条第1項によると、収入命令権者は、歳入の調定をしたときは、直ちに納入義務者に納入通知書を送達しなければならないと規定されているが、電算機使用料等に係る納入通知書の送達が遅延している事例が見受けられた。

については、規則に基づく適正な徴収事務の執行に努められたい。

【農林水産部 干拓室】

○行政財産の使用料の徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市行政財産の使用料徴収条例第8条によると、使用者は、市長の発行する納入通知書により、使用前にその使用料を納入しなければならないと規定されているが、行政財産の目的外使用料の納入期限が使用開始後の任意の日に設定されている事例が見受けられた。

については、条例に基づく適正な使用料の徴収事務の執行に努められたい。